

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

税理士による無料相談会のお知らせ

税の専門家である税理士が、相続税等のご相談に個別に応じます。秘密は厳守します。

【日時】 3月29日(水)午後1時30分～4時30分
【場所】 市役所1階第1相談室

【相談員】 税理士

【定員】 先着6人※要予約

【申込み】 3月6日(月)から秘書広報課広報係 ☎ 551・1529へ。

法テラス「無料法律相談会」のお知らせ

【日時】 3月18日(土)午前8時50分～正午

【場所】 市役所1階第1相談室

【定員】 先着5人

市役所の時間外開庁取扱業務の一部見直しについて

平成 29 年 4 月 から、市役所の時間外開庁の取扱業務について、市民サービスの向上や効率性を考慮し、下表の通り変更を行います。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●除外（廃止）する業務

- ① 自転車駐車場使用料の減免に関する業務等（安全安心まちづくり課）⇒自転車駐車場管理人室（指定管理者）で直接行えることになり、市役所で手続きをする必要がなくなるため。
- ② 就学援助・学籍に関する業務等（教育部教育支援課）⇒時間外開庁時の利用者が非常に少ないため。

【問合せ】 企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

▼時間外開庁実施部署の一覧

【時間外開庁の時間】 水曜日の夜間（午後8時まで）および土曜日（午前8時30分～午後5時15分※昼休みを除く）

課名	業務内容	変更点
総合窓口課		
課税課		
収納課		
保険年金課		
社会福祉課		
障害福祉課		
介護福祉課		
健康課		
子ども育成課		
会計課		
安全安心まちづくり課	自転車駐車場関連業務など	平成 29 年 4 月 1 日から廃止します。
教育支援課学務係	学籍に関する業務、就学援助に関する業務など	

※自転車駐車場の使用料減免に関する業務は、4月1日から指定管理者が行うことになるため、市役所で手続きする必要がなくなります。ただし、免除要件の証明書関係で市役所担当窓口での手続きが必要となる場合があります。

【相談員】 弁護士

【申込み】 3月13日(月)から秘書広報課広報係 ☎ 551・1529へ。 ※土・日曜日を除く。

※法テラス（日本司法支援センター）は、資力が乏しい方のための法律相談・裁判費用の立て替えなどを行っている公的な法人です。秘密は厳守します。

ご利用ください

インターネット議会中継

仕事や子育てなどで傍聴に出かけることができない方も、ご自宅のパソコン等で本会議の様子をご覧いただけます。「市民に開かれたわかりやすい議会」を一層推進するため、積極的に議会情報をお届けします。

【配信内容】 本会議のライブ映像と録画映像

【縦覧できる方】 固定資産

※録画映像は、過去の議会を会議名や議員名、用語などで検索してご覧いただくことができます。

【アクセス方法】市ホームページから、福生市議会「インターネット中継」にアクセスしてご覧ください。

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

課税課資産課税係からのお知らせ

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

納税者の方が自己の土地、家屋とほかの土地、家屋の価格を比較するため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

【縦覧期間】 4月1日(土)～5月31日(水)（日・祝日は除く）

税の納税者およびその同居の家族、もしくは納税者の委任または代理人の委任を受けた方（納税者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です。）

【縦覧方法】 印鑑および本人確認ができるもの（納税通知書、課税明細書、運転免許証等）をご持参ください。

② 固定資産課税台帳の縦覧について

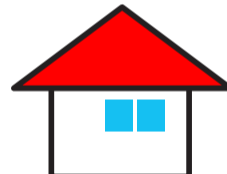
納税義務者、借地借家人の方は、固定資産の課税内容を

確認していただくために、該当する固定資産課税台帳を閲覧することができま。また、納税義務者の方には課税台帳の閲覧にかえて、名寄帳の写しを交付します。

【閲覧期間】 通年（日・祝日・年末年始は除く）

【閲覧できる方】 固定資産税の納税義務者および同居の家族、借地借家人もしくは納税義務者の委任または代理人の委任を受けた方（納税義務者の委任状、代理人選任届等の書類が必要）

【閲覧方法】 印鑑および本人確認ができるもの（納税通知書、課税明細書、運転免許証等）をご持参ください。なお、借地借家人の方が閲覧する場合は、その旨を証明できる書類（借地借家契約書、地代家賃の領収書など）をご持



地震から身を守ろう！

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、震源地から遠い東京都内でも多くの被害がありました。

地震が起きたときは、何よりもまず自分の命を守ること、そしてけがをしないことが大切です。

○地震その時 10 のポイント

地震時の行動

①地震だ！ まず身の安全

地震直後の行動

- ②落ち着いて 火の元確認 初期消火
- ③あわてた行動 けがのもと
- ④窓や戸を開け 出口を確保
- ⑤門や塀には 近寄らない

地震後の行動

- ⑥火災や津波 確かな避難
- ⑦正しい情報 確かな行動
- ⑧確かめ合おう わが家の安全 隣の安否
- ⑨協力し合って 救出・救護
- ⑩避難の前に 安全確認 電気・ガス

【問合せ】 福生消防署予防課 ☎ 552・0119

車両の登録・廃車・変更等の手続き場所について

軽自動車税は、毎年4月1日現在所有している方に課税されます。住所（定置場）変更や譲渡および登録・廃車等をする場合は、下表の各機関でお手続きをしてください。

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

●車両の登録・廃車・変更等の手続き場所

◎原動機付自転車（125cc以下）	市役所1階4番課税課市民税係 ☎ 551・1610
◎小型特殊自動車	東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所（八王子市滝山町1-270-2） ☎ 050・5540・2034
◎軽二輪（125cc超250cc以下） ◎小型二輪（250cc超）	軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所（青梅市新町6-18-2） ☎ 050・3816・3103



【内容】 交通安全映画上映・交通安全講話（手話通訳有り）

▼ふっさ桜まつりライブ

講習会へ参加した方に、桜まつりにちなんでピンク色の反射材リフトバンドを配布します。

この配布した反射材を身につけ、第34回ふっさ桜まつり本部テントで提示していただいた方には粗品をプレゼントします！（ふっさ桜まつり開催期間中の土・日曜日のみ）

【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

納税は 納期内で 元気な福生